女性活躍・働き方改革支援奨励金

女性活躍、働き方改革を 後押しします!

女性活躍や働き方見直しに取り組んだ企業に対し 福島県が奨励金を交付します



事業概要

女性活躍の推進や男性育児休業及び介護休業の取得促進、 また長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、 仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに 取り組む企業に対し奨励金を交付します。是非ご活用く ださい。(令和5年4月から令和6年3月までの取組を対象とします。)



女性活躍の推進 (各20万円)

- 1 女性管理職の増 管理職に占める女性の割合が20% 以上 R4年度までに20%を達成している 場合はR5年度にその割合が上昇
- 2 女性の積極採用 R5年1月から12月までに採用した労 働者のうち女性の割合が20%以上
- 3 女性役員の増 女性役員を新たに登用

- 4 離職者の再雇用 出産、育児、介護等を理由に離職 した労働者の再雇用(男性も可)
- 5 治療と仕事の両立 不妊治療等をはじめとした治療と仕 事の両立を図るための休暇制度を導 入し利用実績がある(男性も可)
- 6 正規雇用への転換 パートタイマーからの転換制度を 導入し利用実績がある(男性も可)

※1項目1回限り

男性の育児休業取得

- 7日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 20万円
- ・3か月以上(週休日含む) 30万円
- ※産後パパ育休含む ※連続した3か年度で3人まで

介護休業の取得

- 5日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 20万円

※介護休暇含む ※連続した3か年度で3人まで

所定外労働の削減

過去2年比で平均15時間以上削減 (取組期間3か月)

20万円

※1回限り

年次有給休暇の取得

過去2年比で平均3日以上増加 (取組期間3か月)

20万円

※1回限り

事業の流れ

申込み

取組の 実施 参加申込書を提出してください

「女性活躍の推進」「男性の育児休業取得」「介護休業取得」については 事前の参加申込みは不要です

選択した取組に応じて一定の成果を目指します

①女性活躍の推進	全6項目 1項目から取組可	各20 万円
②男性の育児休業の 取得促進	7日以上、1か月以上、3か月以上の取得	10~30 万円
③介護休業の取得促進	5日以上、1か月以上の取得	10~20 万円
④所定外労働の削減	取組期間(3か月間)の 過去2年比で平均15時間以上削減	20万円
⑤年次有給休暇の 取得促進	取組期間(3か月間)の 過去2年比で平均3日以上増加	20万円

報告書 の提出 ④、⑤の取組については 県指定の社会保険労務士による取組前 の過去の実績確認及び取組目標の設定と 取組後の成果確認を受 ける必要があります

奨励金 の支給

参加した取組に応じて奨励金を交付します

対象企業

対象となる企業は、県内に事業所を有し、 福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業 又は取得予定の企業

福島県商工労働部 雇用労政課

お問い合わせ先

電話:024-521-7289



URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html